部会ニュース「7-59」を発行しました。

▼目次

1. 26 年度臨時介護報酬改定、概要を社保審・介護給付費分科会に報告
2. 26 年 6 月の臨時改定で「処遇改善加算」を拡充へ　審議報告
3. 27 年度以降の地域区分、26 年末頃に提示へ　社保審・分科会

1. 26 年度臨時介護報酬改定、概要を社保審・介護給付費分科会に報告

・厚生労働省は 12 月 26 日、予算大臣折衝を踏まえた 2026 年度に行う臨時的な介護報酬改定の概要を社会保障審議会・介護給付費分科会に報告した。臨時改定の改定率は＋2.03%。このうち介護分野職員の処遇改善が＋1.95%で 26 年 6 月に施行。基準費用額（食費）の引き上げは＋0.09%で 26 年 8 月に施行する。

・処遇改善では、介護従事者を対象に、幅広く月 1 万円の賃上げを実現する。また、生産性向上などに取り組む事業者の介護職員を対象に月 7,000 円を上乗せする。合計で月最大 1 万 9,000 円（定期昇給 2,000 円込み）となる賃上げの実現を想定している。そのため厚労省では、▽処遇改善加算の対象を介護職員のみから介護従事者に拡大▽生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける▽処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等について、新たに処遇改善加算を設ける－といった措置を講じる。

・食費は、1 日当たり 100 円引き上げる。低所得者については、所得区分に応じて、利用者負担を据え置き、または日額 30－60 円の引き上げとした。

・27 年度介護報酬改定の方向性については、介護分野の賃上げや経営の安定、離職防止、人材確保を図るため、「介護事業経営実態調査」を活用して介護サービス事業者の経営状況を把握した上で、物価や賃金の上昇を適切に反映するための対応を実施する。また、介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護給付の効率化・適正化に取り組む方針を示した。有料老人ホームに関する制度改正の内容を踏まえ、サービスの提供形態に応じた評価の在り方について必要な措置を講じることを検討課題に挙げた。

※詳細は下記資料をご参照ください。
◯第 252 回社会保障審議会介護給付費分科会（web 会議）資料
令和 7 年 12 月 26 日（金）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67983.html

2. 26 年 6 月の臨時改定で「処遇改善加算」を拡充へ　審議報告

・社会保障審議会・介護給付費分科会は 12 月 23 日、「令和 8 年度（2026 年度）介護報酬改定に関する審議報告」をまとめた。人口の高齢化が一層進行し、生産年齢人口が減少する中にあっても介護サービス提供を維持していけるよう、26 年 6 月に介護報酬改定を行い、「介護職員等処遇改善加算」（以下、「処遇改善加算」）の拡充を図ると明記した。

・拡充の具体的内容では、介護職員だけでなく、介護支援専門員などの専門職の人材不足も深刻であることや、現行でも「処遇改善加算」の財源が介護職員以外にも配分されている実態を踏まえ、加算の対象職種を介護職員以外の介護従事者にまで拡大。加算の対象サービスも広げ、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援（いずれも予防サービスを含む）を加える。

・現行の対象サービスについては、持続的な賃上げに向けた環境整備が進むよう、既存の「処遇改善加算 I、II」に上乗せ要件として生産性向上や協働化に向けた取り組みを求める上位区分をそれぞれ新設。訪問看護などの新規対象サービスについては別建ての加算を設け、既存の「処遇改善加算 IV」の取得に準ずる要件として、キャリアパス要件 I・II および職場環境等要件の充足を求める。

・介護保険施設などにおける食費の基準費用額の見直しにも言及。近年の食材料費の高騰により、介護保険施設では食費の平均費用額が現行の基準費用額を上回る状況にあることが、直近の介護事業経営概況調査で明らかになっている。このため、「利用者負担への影響を勘案しつつ、在宅で生活する者との公平性の観点から対応を行うことが適当である」と引き上げの方向での検討を促した。近く、26 年度介護報酬改定の諮問・答申が行われる見通し。

※詳細は下記資料をご参照ください。
令和 8 年度介護報酬改定に関する審議報告
https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001618476.pdf

3. 27年度以降の地域区分、26年末頃に提示へ　社保審・分科会

・社会保障審議会・介護給付費分科会が12月26日に開催され、厚生労働省は2027年度以降の地域区分について、26年末頃に市町村に提示すると報告した。

・介護報酬は公務員の地域手当に準拠し、人件費の地域差を調整するため地域区分が設定されている。地域区分の見直しにあたっては、支給割合が上がる自治体がある一方で、下がる自治体も想定されるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で経過措置が設けられている。

・この経過措置の適用について、支給割合が上がる場合には、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能としており、例えば3年毎に段階的に引き上げていくことも可能としている。また、支給割合が下がる場合にも同様の設定を可能としている。

・国家公務員の地域手当については、24年8月の人事院勧告で、級地区分を設定する地域の単位を広域化し、級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直しが示され、25年度から段階的に支給割合の引き上げや引き下げが実施されている。

・また、地方公務員の地域手当については、総務省の方針を踏まえて各市町村で地域手当の設定が行われる。しかし厚労省は、地域手当の設定にあたり、特別交付税の減額措置が25年度から廃止されたことで、国家公務員とは異なる独自の支給割合を設定する自治体が増加すると見込んでいる。

・こうした状況を踏まえ厚労省では、27年度介護報酬改定に向け、26年2－3月に市町村への意向調査を実施する。その上で、26年度以降、同分科会で議論を進め、26年末頃に市町村に27年度からの地域区分を提示する方針を示した。

※詳細は下記資料をご参照ください。
◯第252回社会保障審議会介護給付費分科会（web会議）資料
令和7年12月26日（金）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67983.html